

福島県次世代育成支援対策施設整備事業補助金指令前着手規程

福島県次世代育成支援対策施設整備事業補助金（以下、「本補助金」という。）交付要綱第4条第4項に定める指令前着手については、この規程に定めるところにより適正に実施運営するものとする。

第1条 指令前着手について

- (1) 事業の着手は、原則として本補助金の交付決定（以下、「指令」という。）に基づき行うものとする。
- (2) 本補助金におけるハード整備事業者は、やむを得ない理由により指令前に事業に着手する必要がある場合には、別紙に定める条件を承諾のうえ、本補助金に係る県からの内示通知以降に指令前着手申請書（別紙1）を知事に提出し、知事の承認を得るものとする。
- (3) 前項の規定に基づく書類の提出は、原則として本補助金の交付申請以降に行うものとする。ただし、本補助金は実施設計料についても補助対象経費に含めることが可能であり、本補助金の交付申請額が実施設計によって大きく変動する可能性があることから、実施設計の契約が未済かつ実施設計料を補助対象経費に含めて本補助金の交付申請を行うことが見込まれる場合に限り、本補助金の交付申請よりも前に提出することができるものとする。本補助金の交付申請よりも前に提出する場合は、事業計画書（別紙2）を併せて提出するものとする。

第2条 特別の取り扱いについて

前条の規定にかかわらず、こども家庭庁が次世代育成支援対策施設整備交付金（以下、「交付金」という。）に係る対象経費の算定において、交付金の内示日に関わらず対象とする等の特別の取り扱いを実施した場合は、その取り扱いを本補助金にも準用するものとし、指令前着手申請の承認前に着手した案件についても補助対象とする。

附則

この規程は、令和3年6月16日より施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この規程は、令和5年8月25日より施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

別紙

- ア 指令前着手申請が承認された場合であっても、本補助金の交付決定を約束するものではないこと。
- イ 諸般の事情から本補助金が交付されないことになっても異議を申し出ないこと。
- ウ 指令前に災害を受けた場合は、指令前着手を行っていた事業の復旧に本補助金を用いることはできないこと。
- エ 指令時に、補助対象経費の一部が査定される場合があること。
- オ 指令前着手申請の承認前に着手した案件については、いかなる理由があろうとも補助対象経費として認められないこと。ただし、この規程の第2条に定める場合を除く。
- カ 指令前に事故等による損害が発生した場合における責任については、申請者においてその責めを負うこと。